

議案第 24 号

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例

山陽小野田市組織条例（平成 22 年山陽小野田市条例第 1 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条中

「(4) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。」を

「(4) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。

(5) 総合教育会議に関する事。

(6) 市立大学の設立に関する事。 」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第24号参考資料

山陽小野田市組織条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部     (略)</p> <p>総合政策部     (略)</p> <p>市民生活部     (略)</p> <p>健康福祉部     (略)</p> <p>産業振興部     (略)</p> <p>建設部     (略)</p> <p>監理室     (略)</p> <p>成長戦略室     (1) 特命事項に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部     (略)</p> <p>総合政策部     (略)</p> <p>市民生活部     (略)</p> <p>健康福祉部     (略)</p> <p>産業振興部     (略)</p> <p>建設部     (略)</p> <p>監理室     (略)</p> <p>成長戦略室     (1) 特命事項に関すること。</p>

(2) 秘書に関する事。

(3) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

(4) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。

(5) 総合教育会議に関する事。

(6) 市立大学の設立に関する事。

(2) 秘書に関する事。

(3) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

(4) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。